



埼玉県報

第 2 6 7 7 号
平成 2 7 年 3 月 1 0 日
火 曜 日

目 次

規則

- [管理職手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [公益事業における争議行為の予告\(勤労者福祉課\)](#)
- [農用地利用配分計画の縦覧\(農業ビジネス支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [宮代町道仏土地区画整理組合の定款の変更\(第2回\)\(市街地整備課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [平成27年3月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1、3分の1の数等\(選挙管理委員会\)](#)

<p> 総括調査官 市警察部副部長 市警察部の課長 方面本部副本部長 警察学校副校長 警察署長 警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川） </p>	
<p> 主席調査官（人事委員会が定めるものに限る。） 主席指導官 主席専門官 公安委員会室長 取調べ監督室長 けいさつ総合相談センター所長 音楽隊長 情報セキュリティ対策室長 照会センター所長 留置センター所長 監査室長 装備技術センター所長 採用センター所長 犯罪被害者支援室長 企画調整室長 現任教養推進室長 生活安全指導室長 地域安全対策推進室長 生活安全特別捜査隊長 少年サポートセンター所長 環境犯罪対策室長 </p>	<p>四種</p>

	<p> 地域指導室長 航空隊長 刑事指導室長 捜査支援センター所長 検視調査室長 特殊詐欺捜査室長 法医鑑定室長 暴力団排除対策室長 交通安全対策推進室長 放置駐車対策センター所長 交通管制センター所長 交通反則通告センター所長 外事特別捜査隊長 国際テロリズム対策室長 次席（人事委員会が定めるものに限る。） 特別機動警察隊長 初任教養部長 警察署副署長 </p>	
<p> 次席 副隊長 術科教養部長 </p>		<p>五種</p>

附 則

この規則は、平成二十七年三月十二日から施行する。

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一七 二七

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七 四）の一部を次のように改正する。

別表第二中「公益社団法人全国競輪施行者協議会」を削り、「公益社団法人日本

下水道協会」を 「公益社団法人日本下水道協会
埼玉県国民健康保険団体連合会」 に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年三月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アンサーズネット
- 三 代表者の氏名
松下 公彦
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県朝霞市溝沼二丁目五番二十五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の子どもに対し、子ども大学を中心とした教育事業を行い、地域教育の発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年三月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人久喜囲碁まつり
- 三 代表者の氏名
羽柴 善安
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県久喜市南三丁目三番二十九号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象に囲碁大会及び親子囲碁教室等を開催し、日本の伝統文化である囲碁の継承、普及及び囲碁を通して青少年の健全育成及び市民の生涯学習の促進並びに地域の活性化に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

太陽毛絲紡績ビル

埼玉県川口市上青木五丁目五番十六号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ユニリビング 代表取締役 橋本 学

千葉県浦安市入船一丁目五番二号

（変更後）株式会社ユニリビング 代表取締役 橋本 学

千葉県松戸市牧の原二番地の三十八

ハ 変更年月日

平成二十六年十二月十五日

二 届出年月日

平成二十七年二月二十四日

二 縦覧期間

平成二十七年三月十日から平成二十七年七月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月十日から平成二十七年七月十日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第二百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カワチ薬品本庄東店

埼玉県本庄市鶴森字富士二百五十五 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年十月二十四日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千五百十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 十四立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十七年二月二十三日

二 縦覧期間

平成二十七年三月十日から平成二十七年七月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月十日から平成二十七年七月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド上尾店

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番十七号 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年十月二十七日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千九百七十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二二八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三七立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十七年二月二十六日

二 縦覧期間

平成二十七年三月十日から平成二十七年七月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月十日から平成二十七年七月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百二十一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、平成二十七年二月二十七日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

平成二十七年三月十日

埼玉県知事 上田清司

- 一 争議行為を行う労働組合
別表に掲げる労働組合
- 二 事件
大幅な賃金引上げ等の件
- 三 日時
平成二十七年三月十二日午前零時から問題解決に至るまでの期間
- 四 場所
別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場
- 五 概要
救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員による全ての争議行為を行う。

別表

労働組合名	執行委員長 等名	組合員が従事 する職場	所在地
埼玉県民主医療機 関労働組合生協本 部支部	保土田 毅	医療生協さい たま	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七
埼玉県民主医療機 関労働組合協同病 院支部	保土田 毅	埼玉協同病院	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七

部 埼玉県民主医療機 関労働組合秩父支	部 埼玉県民主医療機 関労働組行田支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合熊谷支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合かすか へ支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合おおみ や支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合浦和支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合さいわ い支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合川口支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合みぬま 支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合歯科診 療所支部
保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅
秩父生協病院	所 行田協立診療	熊谷生協病院	所 かすかべ診療	所 おおみや診療	所 浦和民主診療	所 さいわい診療	川口診療所	介護老人保健 施設みぬま	所 生協歯科診療
一 埼玉県秩父市阿保町一十	埼玉県行田市本丸十八三	五十四 埼玉県熊谷市上之三千八百	十二 埼玉県春日部市谷原二四	千百十二 埼玉県さいたま市西区指扇	浦和五十七 埼玉県さいたま市浦和区北	二十 埼玉県川口市中青木四一	六 埼玉県川口市仲町一三十	四十七 埼玉県川口市木曾呂千三百	十七 埼玉県川口市木曾呂千三百

合 東松山病院労働組	合 共立医療会労働組			合 南埼玉病院労働組	部 埼玉県民主医療機 関労働組合大井支 部	科支部 埼玉県民主医療機 関労働組合朝霞歯 科支部	め支部 埼玉県民主医療機 関労働組合さんと め支部	療所支部 埼玉県民主医療機 関労働組合所沢診 療所支部	支部 埼玉県民主医療機 関労働組合西協同 支部
和田 一己	秋山 米子			成田 一樹	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅
東松山病院	さくらおとな こども診療所	所 吹上共立診療	所 北本共立診療	南埼玉病院	所 大井協同診療	科 あさか虹の歯 科	施設さんとも 介護老人保健	所沢診療所	院 埼玉西協同病 院
千百六十二 埼玉県東松山市大字大谷四	二十七 百二 埼玉県北本市北本団地一	一 十九 埼玉県鴻巣市吹上富士見三	八 埼玉県北本市中丸五 六	二 埼玉県越谷市増森二百五十	一 一 十五 埼玉県ふじみ野市ふじみ野	四 二 埼玉県朝霞市浜崎七百二十	七 埼玉県所沢市中富千六百十	十三 二十四 埼玉県所沢市宮本町二 二	十五 埼玉県所沢市中富千八百六

告示

埼玉県告示第二百二十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年三月十日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
秋山 元治	埼玉県羽生市大字 弥勒二千二百六十 二番地	埼玉県羽生市大字 弥勒字町田千八百 十番一ほか二筆	三、一七九
イオンアグリ創 造株式会社	千葉県千葉市美浜 区中瀬一丁目五番 一号	埼玉県羽生市大字 藤井上組字大房五 百七十一番ほか八 十五筆	七、九七五
石合 武彦	埼玉県羽生市大字 弥勒二千二百九十 六番地	埼玉県羽生市大字 弥勒字四郎平前千 八百四十六番一ほ か一筆	三、五一七
一ノ瀬 キヨ子	埼玉県羽生市大字 弥勒二千四十八番 地	埼玉県羽生市大字 弥勒字谷ヶ浦二千 八十六番ほか二筆	一、九二九
大越 君雄	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷六百六十 番地	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字宝蔵寺 六百九十六番ほか 三筆	四、六五二
奥澤 和明	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷十八番地	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字本村七 十一番ほか四筆	四、八一四
川島 栄一	埼玉県羽生市大字 発戸百十一番地一	埼玉県羽生市大字 発戸字漆畑千三百 一番一ほか十八筆	八、七三七
久保田 正義	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷四百四十 七番地	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字本村六 十八番一ほか六筆	三、四六六

飯野 泰司	山下 正夫	新島 武男	新島 勝利	長澤 和枝	関根 宏次	杉崎 行央	小池 貴史	平井 煌一	田埜入 茂	高田 保	関根 茂	小林 容彰	栗原 光由
埼玉県児玉郡美里町大字広木千七百十九番地	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見二千二百二十八番地	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千四百八十四番地	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千四百七十四番地	埼玉県比企郡吉見町大字久保田二百六十四番地	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見三百二十一番地	埼玉県比企郡吉見町大字北吉見五百二十七番地	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千五百二十八番地	埼玉県羽生市大字下村君二千二百七十二番地一	埼玉県羽生市大字常木二百十八番地一	埼玉県羽生市大字小須賀九百五十二番地	埼玉県羽生市大字上新郷百二十四番地一	埼玉県羽生市大字稲子千二百二十八番地一	埼玉県羽生市大字三田ヶ谷二百八十番地
埼玉県児玉郡美里町大字広木字御社七十二番一ほか百四筆	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見九番ほか五筆	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見八十八番ほか二十四筆	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見百九十五番ほか十一筆	埼玉県比企郡吉見町大字久米田字二ノ耕地三百二番	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見十二番ほか九筆	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見二十四番ほか六筆	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見百三十六番ほか三筆	埼玉県羽生市大字下村君字砂田千三百九十三番ほか二十二筆	埼玉県羽生市大字堤字鍋田千百六十六番ほか十筆	埼玉県羽生市大字上川俣字道畑二十五番ほか一筆	埼玉県羽生市大字上新郷字野分三百二十四番ほか三筆	埼玉県羽生市大字本川俣字下宿四百番ほか三筆	埼玉県羽生市大字三田ヶ谷字下ヶ谷戸三百二十九番一ほか二筆
一〇七、四四五	二三、二四八	八七、二九〇	三三、〇六二	一、五〇四	三三、二四九	二一、八四六	九、九二九	一七、八三一	六、五一〇	五、三五三	七、四〇〇	九、七九三	五、〇〇九

逸見 徳彦	埼玉県児玉郡美里町大字沼上二百七十四番地一	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字豆口七百八十七番ほか十六筆	二二、〇八六
笠原 嘉光	埼玉県児玉郡美里町大字広木千三百九十三番地	埼玉県児玉郡美里町大字広木字下池下二百八十三番ほか十一筆	一九、三四四
金井 恒康	埼玉県児玉郡美里町大字広木千三百五十四番地	埼玉県児玉郡美里町大字広木字下池下二百二十八番ほか五十四筆	九二、三八四
菅野 亜希	埼玉県児玉郡美里町大字白石二千七百四十六番地一	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字市場二十八番一ほか七筆	六、七五三
黒沢 利光	埼玉県児玉郡美里町大字広木百二十三番地	埼玉県児玉郡美里町大字広木字下池下二百五十九番ほか十筆	二五、九三〇
清水 和彦	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣千七百六十八番地	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字新堀九百一番ほか十筆	一三、五〇一
清水 啓司	埼玉県児玉郡美里町大字木部八十七番地四	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字池下七百五十七番ほか二筆	五、〇二六
田村 勝	埼玉県児玉郡美里町大字広木百五十七番地一	埼玉県児玉郡美里町大字広木字中下百七十七番一ほか二十三筆	三三、六四九
中兼 俊徳	埼玉県児玉郡美里町大字広木千四百四十七番地	埼玉県児玉郡美里町大字広木字雨坪池三百六十五番三ほか八十四筆	一一五、八八九
ひびきの農産株式会社	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目十四番一号	埼玉県児玉郡美里町大字広木字落ヶ谷戸八十七番ほか百三十六筆	一九七、五五四

二 申請年月日

平成二十七年三月三日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十七年三月十日から平成二十七年三月二十四日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第二百二十三号

平成二十六年埼玉県告示第千三百三十五号で公示した公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）は、平成二十七年二月十六日終了した旨測量計画機関である羽生市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百二十四号

平成二十六年埼玉県告示第千五百六十九号で公示した公共測量（数値図化）は、平成二十七年二月二十日終了した旨測量計画機関である北本県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第二百二十五号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月十日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種別

基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」「修正測量及び
「国土広域情報」修正測量）

二 作業期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

三 作業地域

埼玉県内全域

告 示

埼玉県告示第二百二十六号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

東松山市神明町二丁目地内

四 作業期間

平成二十七年二月二十六日から平成二十七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百二十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十七年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

宮代町道仏土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十四年二月十二日から

平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代二丁目、宮代三丁目及び字道佛の各一部

四 事務所所在地

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛四百十五番地一

五 設立認可の年月日

平成十四年二月十二日

六 変更認可の年月日

平成二十七年三月十日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年九月二十二日

指令川建セ第二六〇〇六一〇号

二 検査済証番号

平成二十七年三月四日

川建セ第二六〇一五五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上貉字前谷三百八十五番三、三百八十六番三、三百九十番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘三丁目十九番十七号 ル・パティオ三番館二〇二号
福島 匠、福島 恵美子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年七月一日

指令川建セ第二五〇〇六二一号

二 検査済証番号

平成二十七年三月五日

川建セ第二六〇一四九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字田甲字原八百八十四番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字田甲四百六十五番地

新巻 毅

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十七年三月三日

指令越建セ第二六〇〇一七二号

二 検査済証番号

平成二十七年三月五日

越建セ第五〇二一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字東条原字大崎二百七十五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市緑一丁目九一七 プチパトリー一〇一号室

大澤 望

告示

埼玉県選管告示第十二号

平成二十七年三月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十七年三月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一八、三二四人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八三九、五二一人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市

六五、六四七人

南第二区 川口市

一四四、〇三九人

南第三区 さいたま市西区

二三、四四三人

南第四区 さいたま市北区

三八、五二二人

南第五区 さいたま市大宮区

三一、〇八八人

南第六区 さいたま市見沼区

四三、一一一人

南第七区 さいたま市中央区

二六、四四四人

南第八区 さいたま市桜区

二五、四九九人

南第九区	さいたま市浦和区	四一、〇九八人
南第十区	さいたま市南区	四七、六一五人
南第十一区	さいたま市緑区	三〇、九三七人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三〇、三七一人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七三、一五一人
南第十四区	桶川市	二〇、六三八人
南第十五区	北本市	一九、〇六一人
南第十六区	鴻巣市	三二、七七四人
南第十七区	志木市	一九、七九三人
南第十八区	新座市	四三、八一九人
南第十九区	蕨市	一九、四五八人
南第二十区	戸田市	三三、九三二人
南第二十一区	朝霞市	三五、四六六人
南第二十二区	和光市	二一、二三二人
西第一区	所沢市	九三、八六三人
西第二区	入間市	四〇、七九八人
西第三区	飯能市	二二、四七九人
西第四区	狭山市	四二、六九四人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四〇、一〇八人
西第六区	富士見市	二九、三九五入
西第七区	川越市	九四、四三三人
西第八区	日高市	一五、五七三人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、五六二人
西第十区	坂戸市	二七、二四九人
西第十一区	鶴ヶ島市	一八、九八八人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、〇六八人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、三八一人
北第一区	秩父市	一八、一三九人
北第二区	横瀬町・皆野町・長町・小鹿野町・東秩父村	一一、九一人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、三八七人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、一二二人
北第五区	熊谷市	五五、〇六〇人
東第一区	行田市	二三、一七四人
東第二区	羽生市	一五、一八四人

東第三区	加須市	三一、四七二人
東第四区	久喜市	四二、六六五人
東第五区	蓮田市	一七、四四一人
東第六区	白岡市・宮代町	二三、四四四人
東第七区	春日部市	六五、四五八人
東第八区	越谷市	八九、六五四人
東第九区	八潮市	二二、六七三人
東第十区	三郷市	三六、九七一人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、五五八人
東第十二区	吉川市・松伏町	二六、三一三人